いかた げんぱつ
四電
第 57 回伊方原発再稼働を止めよう！
広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会
◆日時：2015 年 1 月 10 日（土曜日）15:00 ～ 16:00　◆場所：広島平和公園　元安橋東詰出発　http://hiroshima-net.org/yui/1man/
◆主催：広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会（連絡先　1man_office@hiroshima-net.org）◆文責：哲野イサク ◆チラシ編集・作成：網野沙羅

広島から一番近い原発

中国電力の島根原発ではなく

直線わずか100km

愛媛の四電・伊方原発

伊方原発再稼働近づく

原発再稼働許可を下すのは私たち国民一人一人です

基準地震動 Ss-1 最大の懸案が片づいた四電 伊方原発 3 号機

四国電力が伊方原発 3 号機の再稼動を目指して規制基準適合審査の申請を行ったのは、2013 年 7 月 8 日、実用商用炉（原発）新規制基準施行の当日のことです。3 号機は出力 89 万 kW、ウラン・プルトニウム混合燃料（MOX）の使用が許可されたプルサーマル炉です。

申請当初、伊方原発 3 号機は最も再稼動に近い原発と見られていました。加圧水型原子炉（PWR）であること、すでに免震重要棟が完備していることなど他原発より有利な条件を持っていたためです。ところが、以来 1 年 6 ヶ月以上の時間を費やしても、規制基準合格となっていません。
時間がかかっている主な原因は、基準地震動 Ss-1 を巡って 1 年以上延々と堂々巡りを繰り返してきたからです。四国電力が基準地震動を上げたくない理由は、それによって耐震設計・追加工事のハードルが上がり、そのための追加コストを抑制したいがためでした。

そのため四国電力は基準地震動 Ss-1 を 570 ガルで 1 年以上も固執してきました。直近の審査会合 2014 年 12 月 25 日までで会合回数 64 回、規制庁との審査ヒアリング回数 256 回という数字がそれを物語っています。それも、12 月 12 日の会合で Ss-1 を 650 ガルとすることで規制委と“手打ち”になったようです。**（表 1 参照のこと）**基準地震動 Ss-1 という最大の懸案も片づき、直近 12 月 25 日会合を見ると、テーマはテロリズム対策に移っており、審査が急展開しています。伊方 3 号機の「原子炉設置許可審査書案」が出るのもさほど遠くない時期と見られます。

表 1　原子力規規制委員会　審査会合　伊方原発 3 号機
2014 年 12 月 12 日議事録 28 p　抜粋

○ **石渡委員** …伊方発電所の基準地震動につきましては、一応まだちょっとヒアリングなどでちょっと御確認が必要という点はございますが、基本的な検討はもうなされたというふうに思います。この審査会合でさらに審議すべき論点はないというふうに考えますので、今後その細かい点については、事務局のほうでヒアリングの場などで御確認をお願いいたします。

【参照資料】原子力規制委員会　審査会合 2014 年 12 月 12 日議事録 28p
http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/h26fy/data/20141212.pdf

伊方原発原子炉と運転開始年月				
	1 号機	PWR	56.6 万 kW	1977.09
	2 号機	PWR	56.6 万 kW	1982.03
	3 号機	PWR	89.0 万 kW	1994.12

※PWR は加圧水型原子炉

変てこりんな“川内方式”

2015 年 1 月 5 付けの中国新聞朝刊に「立地自治体限定 3 割異論　原発再稼動の地元同意手続き」と題する、一種おかしな記事が掲載されました。どうも共同通信配信記事のようです。かいつまんで記事の内容を見てみましょう。

1．共同通信は、全国の原発から 30km 圏内に属する 160 自治体にアンケートを実施した。
2．アンケートは、原発再稼動にあたって原発地元の同意を取りつけなければならないが、その際「川内方式」を妥当とするかどうか、というものだった。
3．結果、「妥当」としたのは 35 自治体、「妥当でない」としたのが５５自治体だった。
4．残り 70 自治体は「わからない」か無回答だった。

ここで「川内方式」というのは、2014 年 11 月 7 日、九州電力の川内原発１・２号機の再稼動に「地元同意」を行った時の方式を指します。この時、立地県の鹿児島県は、川内原発地元の範囲を、直接川内原発が位置している薩摩川内市と立地県である鹿児島県の２自治体に限定しました。これは現在の原子力規制法体系が整備される前の、福島原発事故前の「旧原発地元」概念です。なんのことはない「川内方式」とは、福島原発事故前の、「原子力安全神話時代」の「旧原発地元」のことなのです。変てこりんな川内方式、というゆえんです。

この記事がおかしな記事だというのは、要するに現在の原子力規制法体系に基づく「新原発地元」概念でアンケートを実施したのではなく、わざわざ「旧原発地元」概念でアンケートを実施し、その結果を記事にしているからです。

問題のポイントは、「原発地元の範囲」です。現在の原子力規制法体系**（原子炉等規制法、原子力災害特別措置法、原子力規制委員会設置法、原子力災害対策指針など -3 頁表 2 参照のこと）**は、原発から最低 30km 圏に属する自治体を「原発地元」としており、この点はっきり「旧法体系による旧原発地元」とは区別しています。何故、「30km 圏自治体」が「原発地元」なのかというと、原子力規制委員会が施行した原子力災害対策指針で、原発から 30km 圏自治体に、原発苛酷事故時の「避難」を義務づけ、この避難を担保するために「避難計画」の策定を義務づけているからです。つまり、原発から 30km 圏自治体は原発苛酷事故時、避難することが法的に義務づけられており、それら自治体が受ける被害は直接原発が立地している自治体となんら変わらないからです。

さらに、この自治体範囲は現在の原子力災害対策指針が改正されれば、さらに拡大する可能性もあります。

それでは、「川内方式」による原発地元で同意を取りつけた鹿児島県のケースはどうなるのでしょうか？

結論からいって川内原発 30km 圏 9 自治体が揃って再稼動に同意していない現在では、法的にまだ地元同意はなされていないとみなされ、この９自治体を包摂する鹿児島県の「同意」は現在のところ無効とみなされなければなりません。

ここで、大きな疑問があります。共同通信はなぜこの全く無意味と見えるアンケートを実施し、その結果を麗々しく中国新聞が一面記事にしたのか、という点です。全く理解に苦しみますが、一つの推測は以下のようなものです。

新原子力規制法体系に基づく新原発立地地元概念ができあがっているにもかかわらず、原発を運営する電力会社は旧原発立地地元概念に今なお固執しています。なぜ固執するのかというと、旧地元概念のほうが地元同意を取りつけやすく、従って原発の再稼動もしやすいことは明らかです。電力会社はどうも、旧原発立地地元概念で世論形成をしていこうという意図がありありと見えます。共同通信に限りませんが、現在日本の主要なマスコミは、この安倍自公政権・電力会社の思惑をそのまま国民の頭の中に刷り込んで、原発再稼動がやりやすい客観情勢を作ろうとしている、ということではないかと思います。

現実には、3 頁表 2 や後ほど説明するように、原発地元**（30km 圏自治体）**の再稼動同意は法的要件であり、電力会社の思惑が今さら通用するとはとても思えません。

図１　※無署名記事

中国新聞
2015年（平成27年）1月5日（月曜日）
（1）　17版　第43332号　（明治25年5月4日第三種郵便物認可）

立地自治体限定３割異論
原発再稼働の地元同意手続き
全国30キロ圏調査「妥当」は２割

原発再稼働の地元同意手続きについて、対象を九州電力川内原発の立地自治体の鹿児島県と薩摩川内市に限定した「川内方式」を「妥当」としたのは、全国の原発の半径30キロ圏に入る160自治体のうち、約2割の35自治体にとどまることが4日、共同通信のアンケートで分かった。

（2面に関連記事）

政府は他の原発の手続きも「川内原発の対応が基本的」（菅義偉官房長官）としているが、3割強の55自治体が「妥当でない」と回答。立地以外の自治体も事故時に被害が及ぶ恐れがあり、同意手続きに加われないことへの不満が強いことが浮き彫りになった。

同意を求める地元の範囲も、事故時の避難計画を策定する必要がある「30キロ圏の自治体」（42自治体）との回答が「立地自治体のみ」（29自治体）を上回った。

また原子力規制委員会の審査に合格した原発の再稼働に関し「容認する」と「条件付きで容認する」は計36自治体と約2割にとどまった。

川内方式について「妥当」は16自治体、「どちらかといえば妥当」が19自治体に対し、「妥当でない」が33自治体、「どちらかといえば妥当でない」は22自治体だった。

批判的な計55自治体は全て立地以外だった。川内方式への反発は強く、今後の同意手続きが難航する可能性がある。

再稼働に向けた審査を進めている中国電力島根原子力発電所2号機（松江市鹿島町）から30キロ圏で立地自治体以外の鳥取県と出雲、雲南、安来、米子、境港の5市も、川内方式に批判的だった。

1県5市は、以前から立地自治体並みの発言権を中電に求めており、地元同意の範囲でも全て「30キロ圏の自治体」を選択。「その他・無回答」を選び、明確な回答を避けた立地自治体の島根県、松江市との温度差がはっきりと表れた。島根原発でも、地元同意の手続きを進めるには、自治体間の調整が必要になるとみられる。

アンケートは昨年11月の鹿児島県知事の同意表明後、年末にかけて実施。建設中の電源開発大間原発（青森県）も含め、各原発の30キロ圏に入る21道府県と139市町村を対象にした。

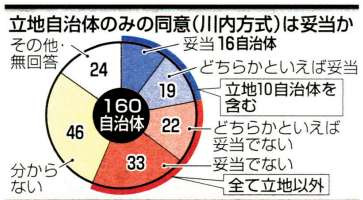

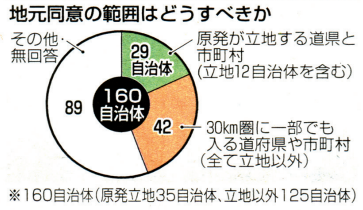

※160自治体（原発立地35自治体、立地以外125自治体）

ちゅーピーと学ぼう！
試験によく出る社会　初級編
室町時代に日本と明（中国）との間で、明朝の証明書を使って行われた貿易を何と呼ぶかな？
答えは新聞のどこかにあるよ。ちゅーピーを探してね！

表2　再稼働地元同意の法的仕組み

国家行政組織法 → 法的根拠 → 原子力規制委員会設置法

原子力基本法 → 法的根拠 → 原子炉等規制法

原子力災害対策特別措置法

正式名称：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

※地域防災計画を策定することを義務付け

原子力規制委員会設置法 → 法的根拠 → 第三条委員会 原子力規制委員会

原子力災害対策特別措置法 → 法的根拠 → 法令 原子力災害対策指針

原子力規制委員会 → 決定・施行 → 法令 原子力災害対策指針

※30km圏を原子力災害対策重点区域とし同区域の自治体に避難計画策定を義務付けた

原子力規制委員会 → 決定・施行 → 法令 原発規制基準

法的根拠

正式名称：実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る新規制基準

※福島原発事故並みのシビアアクシデントを想定し、その対策と規制を対象とした原発審査のための基準

原発規制基準 → 深層防護の考え方及び手法

※新規制基準の基本

5層の多重防護を採用

多重防護レベル	運転状態	防護目的	目的達成手段
第１層	通常運転	異常運転及び故障の防止	保守的設計及び建設・運転における高い品質
第２層	予期される異常運転	異常運転の制御及び故障の検出	制御、制限及び防護系、並びにその他のサーベランス
第３層	異常運転	設計基準内への事故の制御	工学的安全施設及び事故時手順の整備・確認
第４層	シビアアクシデント	事故の進展防止及び重大事故の影響緩和	格納容器の防護を含めたアクシデントマネジメント
第５層	シビアアクシデント影響緩和	放射性物質の放出、放射線影響の緩和	住民広域避難

規制委が担当（第1～4層）

規制委担当外（第5層）

法令 30km圏広域避難計画（最終最後の手段）

※規制基準の基本5層の深層防護のうち、第4層までは原子力規制委員会の規制審査対象

※第5層はいずれの機関も規制・審査の対象としていない

第5層の防護手段、広域避難計画の実効性は誰が審査し保証するのか？

誰も審査しない。誰も保証しない

第5層の実効性は制度上担保しない

第5層は機能するのか？（機能しなければ規制基準体系は崩壊）

Ⓐ 広域避難計画策定者である自治体が実効性ありと判断した場合 → 第５層は機能する

Ⓑ 広域避難計画策定者である自治体が実効性なしと判断した場合 → 第5層は破綻する（多重防護破綻） → 規制基準の基本崩壊

規制基準崩壊を避ける唯一の手段は当該原発の再稼働を認めないこと

原子炉等規制法

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が**平和の目的に限られる**ことを確保するとともに、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する**必要な規制を行い、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全**並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

原子力規制委員会設置法

（設置）

第二条　国家行政組織法第三条第二項 の規定に基づいて、環境省の外局として、原子力規制委員会を設置する。

（任務）

第三条　原子力規制委員会は、**国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全**並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制に関することを含む。）を任務とする。

原子力災害対策特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 （以下「規制法」という）、災害対策基本法、その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって**原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する**ことを目的とする。

C：法的要求

原発再稼働のためには原発地元の同意が必要

- 原発立地自治体の同意が再稼働の法的必須条件
- 原発立地自治体とは現在のところ30km圏自治体

繰り返しますが、30km圏地元同意は再稼動の法的要件です

これまで見たように、新しい原子力規制法体系では、原発立地地元とは最低限 30km 圏自治体を意味します。それだけに止まりません。再稼動にあたって「原発立地地元」の同意は法的要件なのです。

現在朝日新聞をはじめとする日本の大手マスコミは、経産省・電力会社の宣伝に従って、原発再稼動にあたっては「地元同意は法的要件ではない」としています。**（その経産省や電力会社も国会の誤魔化しの効かない質疑では、規制委員会ともども 30km 圏地元同意が法定要件であることをしぶしぶ認めています）**

そのマスコミも、「地元同意は法的要件ではない」ことの根拠を示していません。それもそのはずです。根拠がないので示すことができません。

それでは「30km 圏地元同意は再稼動の法的要件」とはどんな法的根拠があるのでしょうか？それを今回チラシで詳しく見てみましょう。現在の原子力規制法体系が不備を抱えているため、やや錯綜した関係とはなりますが、3 頁表 2 をご覧ください。

「国民の生命、健康及び財産の保護」が法体系の第一目的

福島原発事故以降、日本の原子力規制法体系は劇的に変化しました。それまでの「原子力平和利用」一本槍の法体系の目的から、「国民の生命、健康及び財産の保護」を第一の目的とすることになったのです。たとえば、原子炉等規制法はその第一条（目的）で「･･･必要な規制を行い、もって国民の生命、健康及び財産の保護」を目的とすると謳い、次に「環境の保全」そして「我が国の安全保障に資する」と「安全保障」は第3位の目的に格下げされました。**（表2法律条文参照のこと）**

また2012年福島原発事故を受けて新たに作られた「原子力規制委員会設置法」でも、その任務として真っ先に「国民の生命、健康及び財産の保護」を掲げています。2013年6月に最終改正された「原子力災害対策特別措置法」でもその第一条（目的）で「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」と述べ、一言でいえば日本の原子力規制法体系は「日本のエネルギー政策の発展に資する」ことよりも「国民の生命、健康及び財産の保護」を第一の目的とすることに大転換したのです。このことをまず念頭においてください。

伊藤鹿児島県知事の暴言と沈黙を守るマスコミ

話は変わりますが、2014年11月7日伊藤鹿児島県知事が、九州電力川内原発再稼動の「同意表明」を行った記者会見の時、「国民の命を守れ、いかにも原発を稼働させると国民の命を守れないようなプロパガンダが行われています」と述べました。**（まぼろしの第115回広島2人デモチラシ8頁表5-2「伊藤鹿児島県知事記者会見抜粋」2014年12月14日参照のこと）**

私とすれば「おのれ！言いたいことを言いおって！」と大いにむかっ腹を立てた個所ですが、冷静に考えてみて、「原発を動かすと国民の生命、健康及び財産を守れなくなる」、少なくともその恐れがあると考えるのは、なにも為にするプロパガンダでもなんでもなく、今や日本の原子力規制行政が第一の目的に置くテーマです。伊藤知事の発言は暴言というだけでなく、依然として「原発安全神話時代」そのままの伊藤知事の頭の中身をさらけ出したものといえましょう。極めて危険です。

それ以上に私が驚いたのは、この伊藤知事の暴言を前にして、その真意を確かめようとしたり、この発言をとがめようとした記者が1人もいなかったことです。日本のマスコミの劣化という以上に、日本のマスコミはジャーナリズムとしての機能を完全に終え、権力のPR・宣伝機関に堕している、と改めて感じました。

5層の深層防護が規制基準の基本

さて話を元に戻します。

「国民の生命、健康及び財産の保護」を第一の任務として現在の原子力規制委員会設置法が成立し、その設置法にもとづいて設立された原子力規制委員会の第一の任務が法的には「国民の生命、健康及び財産の保護」であることは当然の話でしょう。そして、この目的を達成するために**（あくまで法的な話ですが）**、規制委は「実用発電用（原発）規制基準」を決定、施行しました。

従って規制基準の眼目が「国民の生命、健康及び財産の保護」を第一の眼目としていることは当然でしょう。**（あくまで法的な話です）**

ところで、規制基準は、福島原発事故を踏まえ、原発はシビアアクシデント**（苛酷事故）**を起こす可能性があることを前提に、またその苛酷事故発生を防止することを中心に構築されています。**（実際にそうかどうかは別の話で、あくまで法的な話です）**そしてその目的を達成するために、「深層防護の手法」を基本にすえ、その考え方をIAEAで基準をお手本にして、「5層の多重防護」を採用しました。**（表2「5層の多重防護を採用」を参照のこと）**「5層の多重防護」は規制基準を支える基本中の基本の考え方であり手法です。当然規制基準は5層の多重防護を中心に組み立て、規制委員会がチェックし、また原発を審査します。

5層の多重防護の考え方では、各層が独立して機能し、その目的達成のために相互依存しないことになっています。苛酷事故が発生し、4層までの手段が破れ、5層だけに依存しなくてはならなくなった時、5層は独立して機能し「国民の生命、健康及び財産の保護」の目的を果たさなくてはなりません。

写真１　2014年11月7日　川内原発１・２号機の再稼動同意を記者会見で表明する伊藤鹿児島県知事

【参照資料】伊藤鹿児島県知事記者会見　2014年11月7日　記者会見動画（全録）<https://www.youtube.com/watch?v=NgCEZs4dvQA>

「広域避難計画」は誰も審査、許可・認可しない

ところで5層における「目的達成手段」は「住民広域避難」しかありません。そのためには「広域避難計画」が必須となります。避難計画がなければ「広域避難」は独立して機能しないからです。「広域避難」は「5層の多重防護」の目的達成手段、それを機能させるためには「広域避難計画」が必須、という関係になります。繰り返しますが私はここで法的仕組みの話をしているのであって、実際の話をしているのではありません。

ここで非常に奇妙なことが起こります。「5層の多重防護」のうち第4層までは、規制委員会が規制基準を作って事業者が申請する原発が、基準に適合しているかどうかを審査し、許可・認可する仕組みになっています。ところが、「最終最後の手段」である「広域避難計画」は、だれも審査し許可あるいは認可する仕組みがないのです。

一応原子力災害特別措置法に基づいて、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を施行し、「広域避難計画」ないし「避難計画」は当該自治体が策定することが義務づけられていますが、肝心の「避難計画」は誰も審査・許可ないし認可する仕組みがないのです。これでは最終最後の防護手段である「避難計画」が本当に機能するのかどうか、いいかえれば実効性のある避難計画なのかどうか誰も担保しない、ことになっているのです。

「第 5 層がそっくり抜け落ちている」

東電柏崎刈羽原発を抱える新潟県の泉田祐彦知事が「現在の規制基準からは第 5 層がそっくり抜け落ちている」と厳しく批判しているゆえんでもあります。関係個所を引用しておきます。

「（日本外国特派員協会での）記者の質問：田中（原子力規制）委員長がよくいう言葉で、日本の原発の安全基準（正確には規制基準）は世界で最も厳しいものだ、最も強固なものだという風に言っているそうだが、今の知事の話を聞いていると事実と異なるということなのか？もしそうならこの安全基準があまり丈夫じゃないということなんだろうけれど、それは東電の、（新潟県）地域にある原発についてだけ言っているのか、それとも全国のすべての原発についての指摘なのか？泉田知事：私は新潟県知事ですので、あくまでも県内にある柏崎刈羽原子力発電所の関係でどういうことになっているのかという評価の発言をさせていただいております。日本の新規制基準は IAEA の深層防護の基準、第 5 層がそっくり抜けていますし、4 層についても不十分ということです。法令の手当てがなされていませんので、世界最高水準の規制ではないと考えています」（外国特派員協会における新潟県泉田祐彦記者会見 2014 年 10 月 15 日）

写真 2　外国人記者の質問に答える泉田新潟県知事

【参照資料】日仏共同テレビ局フランス『泉田裕彦「新潟県知事」記者会見 2014 年 10 月 15 日』https://www.youtube.com/watch?v=kHPm1JSVOJE&feature=youtu.be

写真 3　衆議院　原子力問題調査特別委員会（2014 年 11 月 6 日）で 30km 圏地元同意が再稼働の条件になっているかどうかを質す菅直人議員

【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会　2014 年 11 月 6 日　菅直人議員質疑動画より

避難計画の実効性は当該自治体が判断

泉田知事の指摘のように、第 5 層はいわばお飾り、実効性ははじめから期待できない、ということなのですが、これは実際の話。法的にはどうなのかというと、第 5 層の主たる防護手段は広域避難計画。その避難計画が機能するかどうか（実効性があるかどうか）は、誰も審査しない、誰も保証しない、ということになります。しかし、もし第 5 層が機能しないということになれば、「5 層の深層防護」という手法は機能しないということになり、「深層防護」を基本とする規制基準も破綻してしまうことになります。（あくまで法的な話です）

規制基準の破綻を回避するためには、あくまで避難計画が実効性ありと判断されなければなりません。それは誰が判断するのかというと、避難計画を策定した当該自治体ということになります。現行法体系ではどうしてもそうなります。

従って、3 頁表 2「第 5 層は機能するのか？」の設問で、A の場合、すなわち「広域避難計画策定者である自治体が実効性ありと判断した場合」は、第 5 層は機能することになり、当該原発は再稼動の法的要件を満たすことになります。

それでは、B「実効性なし、機能しない」と当該自治体が判断した場合には、第 5 層が破綻し、ひいては規制基準自体が破綻することになります。これを回避するためには、当該自治体が「実効性なし、機能しない」と判断した場合には、当該原発の再稼動は認められない、これが法的要求である、となります。

「避難計画の実効性」以前に、当該自治体が当該原発の再稼動そのものに反対した場合にも、避難計画以前の問題ですから、これも法的には再稼動できない、という結論になります。

30km 圏自治体同意は絶対法的要件

これをまとめて言えば、3 頁表 2「C. 再稼動の法的要求」に見られるごとく「原発再稼動のためには原発地元の同意が必要」となります。

ところでここで問題なのは、「原発地元」の範囲です。避難計画を「原発地元」に義務づけた法令は「原子力災害対策指針」（2013 年 9 月 5 日全部改正）であり、災害対策指針は「30km 圏（UPZ 圏）の自治体」にすべて避難計画策定を義務づけていますから、「原発地元は 30km 圏の自治体」、従って再稼動には「30km 圏自治体の同意が法的要件」となります。

現在原子力災害対策指針は改正が検討されていますが、もし改正されて、避難計画策定が 30km 圏からさらに拡大すれば、拡大した自治体を含んで、「同意を必要とする地元」の範囲が拡大することになります。

以上のような流れを衆議院原子力問題調査特別委員会で、原子力規制委員会委員長の田中俊一氏や、電力会社代表格の東京電力姉川尚史常務を相手に確認した質疑が、2014 年 11 月 6 日の民主党菅直人議員の質疑、ということになります。（第 119 回広島 2 人デモチラシ表 9「衆議院原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日　菅直人議員質疑抜粋」参照のこと）

30km 圏地元同意は原発再稼動の絶対法的要件なのです。

再稼動のための 2 つの絶対条件がまだ満たされていない川内原発と高浜原発

マスコミの「九州電力川内原発、2 月以降再稼動」の大宣伝とは裏腹に、川内原発は再稼動のための 2 つの絶対条件、すなわち、【1．規制基準適合審査・合格】、【2．地元同意】の 2 つの要件をまだ満たしていないことを確認しておきましょう。

規制基準適合には、「原子炉設置変更許可」「工事計画認可」「保安規定認可」の 3 つの「許可・認可」が必要ですが、川内原発はやっと「原子炉設置変更許可」をクリアしたに過ぎません。**（表 3 参照のこと）**ですから適合審査に合格したとはいえません。また、「地元同意」も直接川内原発が位置する薩摩川内市だけが同意しただけで、9 自治体のうち 8 自治体は「同意」の意思表示をしていません。それどころか、姶良市議会は再稼動反対の意思表示をしていますし、いちき串木野市議会は、広域避難計画に重大な疑義を示し、事実上再稼動反対の意思表示をしています。また日置市市議会も再稼動反対の意思表示を正式に行うべく現在準備中です。再稼動同意の意思表示をした鹿児島県ですが、30km 圏自治体の、以上のような状況をみれば鹿児島県の「同意」表明は、その有効性に疑義がでるでしょう。従って川内原発再稼動の時期は今のところ不透明です。ばかりではなく、川内原発再稼動そのものが地元同意を取り付けられず、法的に不可能になる恐れも十分あります。

表 3　原発再稼働許可までの法的手続きフローチャート

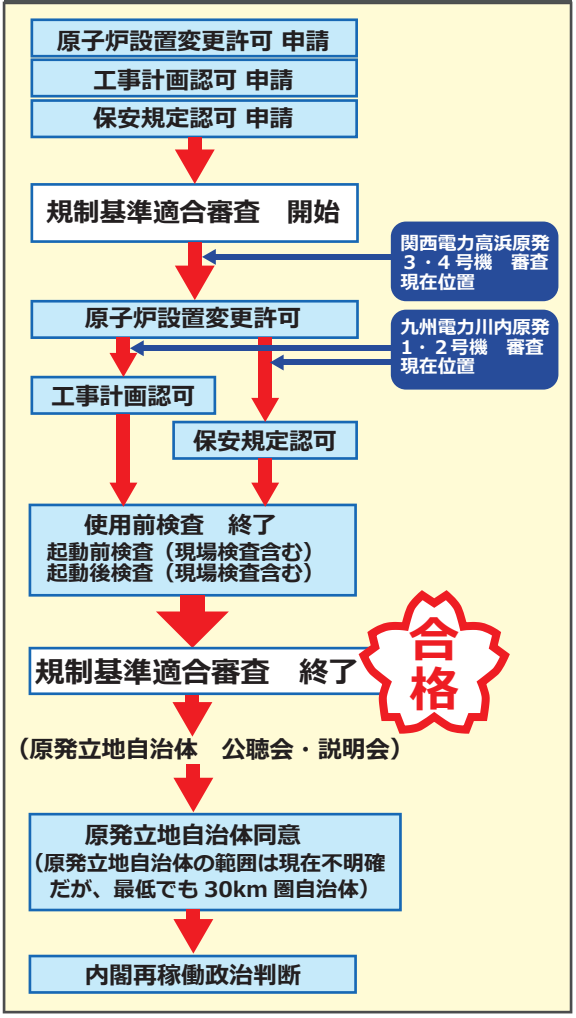

【参照資料】『実用発電原子炉に係わる新規制基準について』2013 年 7 月原子力規制委員会など。

高浜原発の場合は、さらに「運転差止命令仮処分」の恐れ

2014 年 12 月に審査書案が出たばかりの関西電力高浜原発に至っては現時点で再稼動できるかどうか全く見通せません。図 2 は 2014 年 12 月 18 日づけ毎日新聞が見通す「川内原発・高浜原発再稼動の見通し」ですが、川内原発の「地元同意」はすでに終わったことになっており、さらに「工事認可などの審査」は 2015 年年明け早々に終了することになり、1-2 カ月かかるはずの使用前検査**（起動前検査及び起動後検査）**はうまくすれば、2 月一杯で終わることになっています。計算が合いません。実際のところ「工事計画認可審査」「保安規定認可審査」自体、いつ終了するの正確にはわからない状況です。

高浜原発再稼動にいたっては、目茶苦茶なスケジュールです。「設置変更許可審査書案」の意見募集が終わると、意見をまとめる間もなく「設置変更許可審査書」が提出されることになっており、間髪入れず「地元同意手続き」がはじまって 2 月末までには「地元同意」が終了、3 月の声を聞くとすぐに再稼動、というスケジュールです。しかも、地元同意手続きは、まだ「工事計画認可審査」「保安規定認可審査」が終了する前、すなわち規制基準適合合格前にやっつけてしまおう、という意気込みで全く根拠がありません。これでは、「地元」は何に「同意」するのか全くわかりません。

これは関西電力が思い描くスケジュールを、毎日新聞がそのまま採用したのだとわかります。ですから「原子炉設置変更許可」を強引に「規制基準合格」と見なし、地元同意の範囲を「福井県」と「高浜町」に限定し、再稼動に突進しようというわけです。しかし高浜原発の「地元」の範囲を「福井県」と「高浜町」だけに限定することに果たして成功するのかどうかといえばこれは大いに疑問です。

図 2　毎日新聞が説明する再稼働の流れ

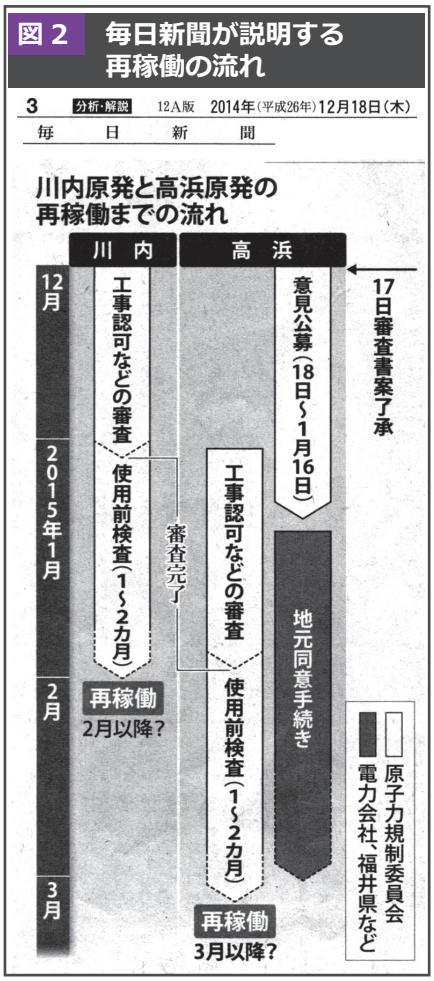

関西電力が 3 月中に高浜原発再稼動へと進みたいのには、実は切実な理由があります。現在地元住民から福井地裁に出されている申し立てが認められて、「大飯・高浜原発運転差止仮処分命令」が、3 月末には出される可能性があるからです。それまでには、何が何でも再稼動にこぎ着けたいとする関西電力の思いの凝縮が、図 3 の「高浜原発再稼動スケジュール」ですが、絵に描いた餅です。こんなものを掲載する毎日新聞が大恥を“書”いて、信頼をさらに失墜する結果になるでしょう。

実際、高浜原発再稼動にとって最大のリスクは、「地元同意」取り付け以上に、福井地裁から出される可能性のある「高浜原発運転差止仮処分命令」なのです。

原発再稼動、各原発申請・審査状況
－原発各社の頑強な抵抗

以上見てきたように、一般マスコミ報道とは異なり、原発の再稼動は決して簡単ではないことがおわかりでしょう。ここで、現在再稼動申請されている、各原発の審査状況を概観しておきましょう。原子力規制委員会が 2013 年 7 月 8 日に施行した、新規制基準の特徴は、

① **シビアアクシデント（なぜ、カタカナを使うんでしょうかねぇ。以下“苛酷事故”と表記します）を想定し、これを予防、影響緩和することを眼目とする。**

② **苛酷事故要因の中に自然災害、テロや人為事故（航空機墜落衝突）を想定する。**

③ **すでに許可を得た原発に対しても、最新の規制基準適合を義務づける（バックフィット制）**

とまとめることができると思います。**（原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係わる新規制基準について－概要－」2013 年 7 月参照のこと）**

規制基準の目的は、前述のように「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全、我が国の安全保障に資すること」**（原子力規制委員会設置法第三条＜任務＞）**ですから、規制基準の中心は苛酷事故防止にあり、万一苛酷事故が発生しても「国民の生命、健康」の保護は最低ライン、という考え方から「5 層の深層防護」の思想と手法を取り入れたことも前述の通りです。「深層防護は規制基準の基本」というわけです。

（国民の生命や健康、財産の保護が必要となってくる設備や装置なら廃棄してしまえばいいと、それでなくても巨大地震など心配事は沢山あるのに、と私などは思うのですが、エライ人たちの発想はどうも違うようです。生命や健康への危険を賭ものにしても原発は必要と考えています）

図 3 が従来の「安全基準」と現在の「新規制基準」の違いを簡単に図式化した表です。従来の「安全基準」では全く想定していなかった苛酷事故を想定して「格納容器破損防止」、「炉心損傷防止」などを対策に加えています。また従来基準についても「耐震・耐津波性能」などに対する基準を強化・拡充した、とするのが規制委の主張です。

図 3　実用発電用原子炉に係る新規制基準について　概要 8 頁

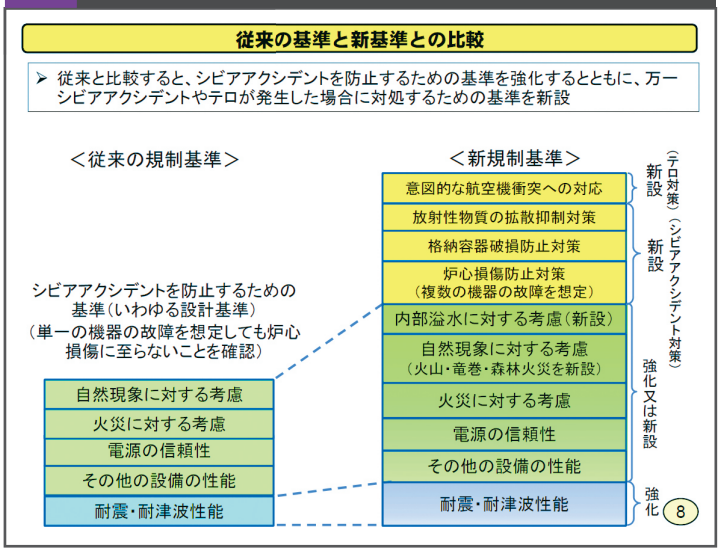

【参照資料】原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規制基準について－概要－」2013 年 7 月 https://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/seihyou_kondan/data/25/0002_07.pdf

表 4　実用原子炉規制基準適合性審査対象となっている原子炉

申請者	対象発電炉（号炉）	受領日
北海道電力	泊発電所（1・2号炉）	2013 年 7 月 8 日
北海道電力	泊発電所（3号炉）	2013 年 7 月 8 日
関西電力	大飯発電所（3・4号炉）	2013 年 7 月 8 日
関西電力	高浜発電所（3・4号炉）	2013 年 7 月 8 日
四国電力	伊方発電所（3号炉）	2013 年 7 月 8 日
九州電力	川内原子力発電所（1・2号炉）	2013 年 7 月 8 日
九州電力	玄海原子力発電所（3・4号炉）	2013 年 7 月 12 日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所（6・7号炉）	2013 年 9 月 27 日
中国電力	島根原子力発電所（2号炉）	2013 年 12 月 25 日
東北電力	女川原子力発電所（2号炉）	2013 年 12 月 27 日
中部電力	浜岡原子力発電所（4号炉）	2014 年 2 月 14 日
日本原子力発電	東海第二発電所	2014 年 5 月 20 日
東北電力	東通原子力発電所（1号炉）	2014 年 6 月 10 日
北陸電力	志賀原子力発電所（2号炉）	2014 年 8 月 12 日
電源開発	大間原子力発電所	2014 年 12 月 16 日

九州電力川内原発 1・2 号炉については、2014 年 9 月 10 日に原子炉設置変更許可。現在、工事計画認可審査、保安規定認可審査の段階に進んでいる。

関西電力高浜原発 3・4 号炉については、2014 年 12 月 17 日に原子炉設置変更許可審査書案を規制委会合で了承。現在、パブコメ募集の段階に進んでいる。

【参照資料】原子力規制委員会
http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/power_plants.html

コストアップを嫌って頑強に抵抗する電力会社

表 4 が現在までに適合審査を申請している原発原子炉の一覧表です。上記規制基準が施行された当日には、4 原発会社 5 原発 8 原子炉が申請を出しています。最初に「原子炉設置変更許可」が出されたのは九州電力川内原発**（1・2 号炉）**ですが、それは 2014 年 9 月 10 日のことです。その間 14 カ月経過しています。断っておきますが、川内原発**（1・2 号炉）**に審査合格が出たわけではありません。現在「工事計画」と「保安規定」**（原子炉設置変更許可と並んで重要な審査となります）**の審査が行われており、その後の「使用前検査」のプロセスを考えると、簡単に合格時期を見通せるものではないことは前述の通りです。

ともかく審査合格の第一段階である「設置変更許可」までに 14 カ月かかった要因はいったい何か、という点を一言で表現すると、「新規制基準に適合させたくない電力会社の頑強な抵抗」ということになるでしょう。なぜ頑強に抵抗しなければならないのか、というと規制委のいうままに規制基準に適合させるとそれがそのままコストアップ要因となるから、いいかえればこれ以上できるだけ原発にカネをかけたくないから、という答えになります。一般に事業会社は、将来有望なビジネスに投資を行うことは厭いません。しかし斜陽が見込まれているビジネスには投資を惜しみます。それは当然でしょう。ならば、原発を諦めればいいではないか、と思うでしょうが、そうはいきません。原発ビジネスからの撤退は、当該原発会社の倒産を意味します。つまり原発ビジネスから撤退するだけの体力**（純資産）**をどこも持っていないのです。**（原発ビジネスから撤退できるだけの体力を持っているのは、あえて言えば中部電力だけでしょう）**つまり進むも地獄、退くも地獄の電力会社の財務状況が、規制基準審査に必要以上に時間をかけさせている、ということができます。

本来はここで、規制基準自体が、規制委員会が豪語するほど、厳しいものではないこと**（特に耐震性に関しては大甘です）**、新潟県の泉田知事などが指摘するように、「5 層の深層防護」が破綻していることなども見ておかなければならないのですが、それは次の機会に譲ります。現在の規制基準が“世界で最も厳しい基準”とはほど遠い抜け穴だらけのザル基準であることを泉田新潟県知事とともに確認しておきます。

伊方原発が苛酷事故を起こしたら…

PAZ：Precautionary Action Zone
予防的防護措置を準備する区域
UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone
緊急時防護措置を計画する区域

広島県西部、瀬戸内沿岸地帯は全て避難対象地区
（一時移転）

全面緊急事態における避難や一時移転の目安

PAZ （～概ね５km）	OIL１ 即時避難
UPZ （概ね５～30km）	OIL２ 避難（一時移転）の実施
UPZ外 （概ね30km～） ※広島市を含む広島県西南部が該当	30km以上であってプルーム（放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲）が通過すると見られる地域。モニタリングの結果、プルームがあればOIL２

苛酷事故時の避難基準（OILと防護措置）

OIL（Operation Intervention Level=運用上介入レベル）

	基準の種類	基準の概要	初期値設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL１	住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （※地上1mで計測した場合の空間線量率）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
緊急防護措置	OIL４	除染を講じるための基準	β線：40,000cpm β線：13,000cpm【一か月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の係数率）	避難基準に基づいて避難した避難者をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	OIL２	地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （※地上1mで計測した場合の空間線量率） ※広島・呉・廿日市・大竹・江田島、岩国の各市は該当	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限	飲食分に係るスクリーニング基準	OIL６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射線核種濃度測定を実施すべき地域を特定する	0.5μSv/h （※地上1mで計測した場合の空間線量率）	数日内を目途に飲食物中の放射線核種濃度を測定すべき地域を特定
飲食物摂取制限	OIL6	経口摂取による被曝影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 / 飲料水・牛乳・乳製品 / 野菜類、穀類、肉、卵魚、その他 放射性ヨウ素：300ベクレル/kg / 2,000ベクレル/kg 放射性セシウム：200ベクレル/kg / 500ベクレル/kg プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種：1ベクレル/kg / 10ベクレル/kg ウラン：20ベクレル/kg / 100ベクレル/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施 一週間以内と限定すれば実際には不可能

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」2013年９月５日全部改正より http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

伊方原発が福島原発並みの苛酷事故を起こしたら…原子力規制委員会の放射能拡散シミュレーションによる
各地が被る予想被曝線量（実効線量）※各市の市役所までの距離

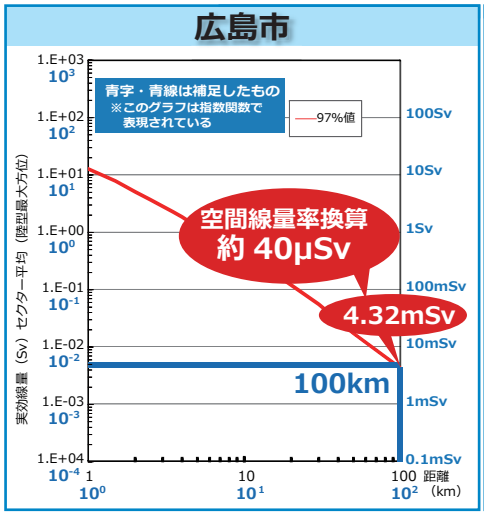

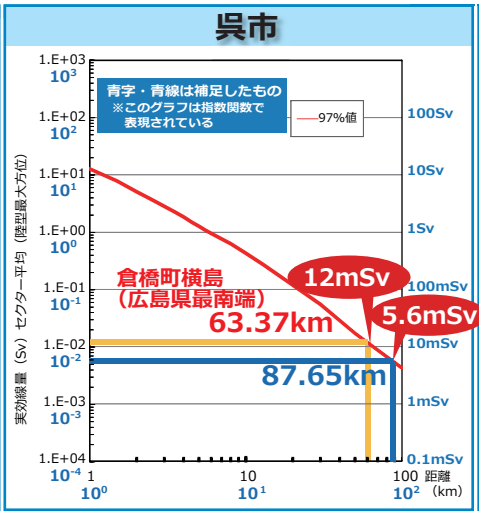

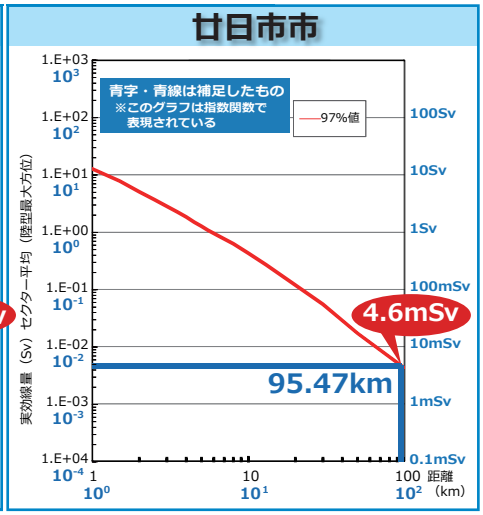

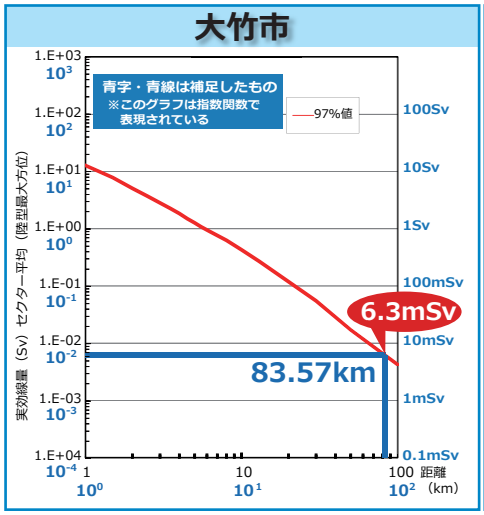

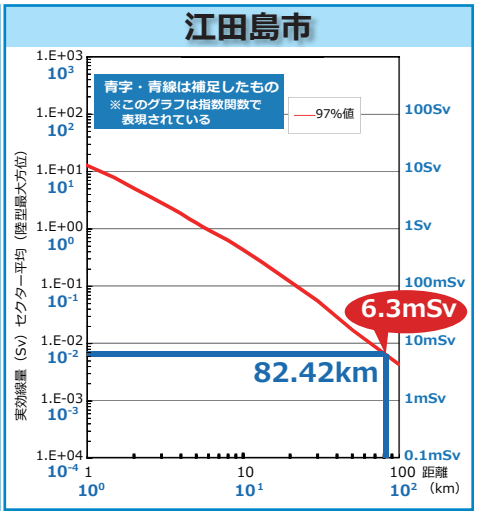

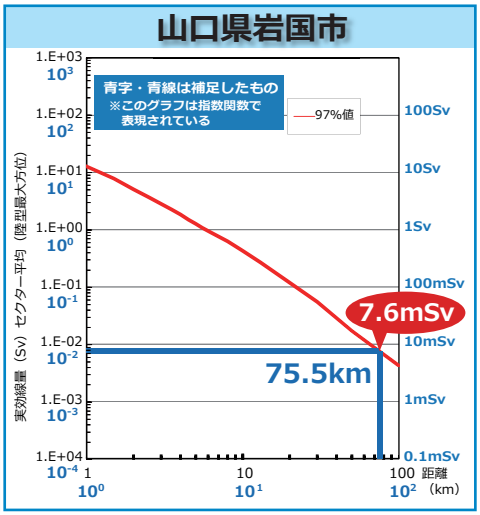

【参照資料】原子力規制委員会「拡散シミュレーションの試算結果」2012年12月 http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/kakusan_simulation1.pdf